

平成 2 9 年 度 岐 阜 県 予 算
並 び に 施 策 に 関 す る 要 望 書

岐 阜 県 町 村 会

要 望 事 項

【重 点 要 望】

1. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の推進	1
2. 町村財政基盤の確立	1
3. 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進 及び濃飛横断自動車道の事業推進	3
4. 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保	4
5. 地域交通対策の推進	5
6. 水道施設の整備促進	6
7. 農地転用規制の緩和	6
8. 亜炭鉱廃坑対策の拡充	7
9. 食肉基幹市場建設の促進	7

【一 般 要 望】

I 地方分権改革関係	
1 町村自治の確立	8
II 町村財政対策関係	
1 地方債の充実改善	8
III 地震防災対策関係	
1 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充	9
2 火山防災対策の推進	9
IV 少子化対策関係	
1 少子化対策の推進	9
V 福祉・医療関係	
1 国民健康保険制度の安定的運営	10
2 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し	11
3 地域医療の確保	12
4 障害者保健福祉施策の推進	12
VI 教育・文化・スポーツ関係	
1 教育行政の推進	12
2 文化財保護に対する支援	14
3 岐阜県すべての人に優しいまちづくり市町村体育施設改修補助金の復活	15
VII 交通・通信の整備、情報化関係	
1 社会保障・税番号制度の円滑な導入	15

VIII	治水対策・砂防事業関係	
	1 災害から守るための河川の整備促進	15
	2 新丸山ダム建設事業の促進	16
	3 砂防事業の推進	16
IX	生活環境施設関係	
	1 高度処理対策の推進	16
	2 合併浄化槽設置の普及推進	17
X	農業・農村振興対策関係	
	1 農業・農村対策の推進	17
	2 野生鳥獣被害防止対策の推進	18
XI	森林・林業振興対策関係	
	1 森林整備の推進	19
	2 清流の国ぎふ森林・環境税の継続	19
XII	エネルギー対策関係	
	1 原子力発電施設の安全体制確立	20
	2 水源地域の振興対策の拡充	20
	3 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活	21
	4 公共施設の低炭素化に係る財政措置	21
XIII	その他	
	1 過疎対策事業債の必要額の確保	21
	2 地籍調査事業の推進	21
	3 社会資本整備総合交付金の確保	22
	4 工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援	22
	5 地域型住宅グリーン化事業の補助対象の拡充	22
	6 道の駅改修に伴う補助制度の拡充	23
	7 太陽光発電施設・設備の廃棄に関する法整備の促進	23

【重点要望】

1 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の推進

農山村地域を多く抱える町村では、高齢化と少子化の急速な同時進行により、多くの困難に直面している。そうしたなかで、町村は自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、住民等と一体となって地方創生に向けた取り組みを進めてきている。

町村が進める地方創生の取組は、国が「新・三本の矢」として掲げる「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」の推進、すなわち一億総活躍社会の実現につながるものである。

よって、県は一億総活躍社会の実現に向けた地方創生を推進するために必要な次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 町村は今後、地域資源を掘り起こし、有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいけるよう、町村が実施するこれらの施策に対して、制度的及び財政的に支援すること。

(2) 社会保障に係る安定財源の確保

一億総活躍プランにおいて新たに打ち出された子育て支援、介護支援施策等を含め、子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実を推進するためには、所要の安定財源の確保が不可欠である。

その担い手である町村は、これまで、子ども・子育て支援新制度をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んできているところであり、こうした町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確実に確保すること。

(3) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた政策目標を達成するため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高い交付金とするとともに、その規模を拡充すること。

また、少なくとも当面5年間を見据えて施策展開を図れるよう必要な財源を確保すること。

(4) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用等の観点からも重要な課題であることから、政府関係機関の地方移転、本社の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。

2 町村財政基盤の確立

町村は、地域経済の低迷で財源が乏しい中、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加えて、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 地方交付税総額の確保

- ① 町村が人口減少の克服と地方創生のため、様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠である。そのため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別枠」を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。
- ② 財政健全化の目標達成のため、民間委託等の業務改革を推進するトップランナー方式が導入されたが、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう基準財政需要額の算定に十分配慮すること。
- ③ 過去においても行政の効率化等を目的に段階補正の大幅な縮減が行われたが、その復元は未だ一部にとどまっていることから条件不利地域や小規模町村においても必要な行政サービスを確実に実施できるよう、人口段階補正を復元すること。
- ④ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。
- ⑤ 合併による行政区域の広域化を反映した算定項目の見直しが進められているが、合併により増大した経費を十分に把握し、的確に反映すること。

(2) 車体課税の改正に伴う財源の確保

平成29年度税制改正に向けて、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行うこととされているが、市町村財政に減収をきたさないことを前提とすること。

さらに、軽自動車税グリーン化特例の見直しにあたっては、税収の確保にも十分留意すること。

また、自動車重量税のエコカー減税の見直しについても、市町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

(3) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応

するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(4) 償却資産に係る固定資産税の安定的確保

償却資産に係る固定資産税については、28年度において時限的な軽減措置が設けられたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすること。

(5) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

地方の地球温暖化対策に関する財源確保について、森林環境税（仮称）等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担を整理し、町村が果たす役割を適切に反映した制度とすること。

また、現在、都道府県を中心に独自課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと調整を行うこと。

(6) ふるさと納税制度の改善

ふるさと納税制度は各市町村の競争となっており、条件提示のよいもの、地域特産品充実しているところが、勝ち組となっている。

ふるさと納税制度を納税意識の向上、地域の支援及び都市と地方の税収格差の是正といった本来の趣旨に沿うような制度に改善すること。

3 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つとして、名古屋都市圏の高速道路ネットワークの一翼を担って沿線地域のポテンシャルを飛躍的に高め、地域間交流・連携を促進させる、我が国の成長強化につながる極めて重要な社会基盤である。

東海環状自動車道西回り区間の開通は、沿線各地の経済発展や県内各地の観光振興に寄与するとともに、緊急ネットワークにつながるものであり、その波及効果については計り知れないものがある。

また、4月14日以降に発生した熊本地震では、熊本県、大分県を中心に甚大な被害をもたらし、災害時における住民避難や支援物資輸送ルートとして高規格幹線道路網の果たす役割の大きさを改めて痛感するとともに、南海トラフ巨大地震で大きな被害が想定される当地域においても、東海環状自動車道による交通網確保は不可欠である。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成20年の全線開通以降、交通量の増大により、交通渋滞や事故が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止をはじめ、豪雨災害、南海トラフの巨大地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県

中間駅のアクセス道路として、非常に重要な道路である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 東海環状自動車道は、広域地域間交通を円滑に処理し、地域経済の発展に大きく寄与する最重要路線であることから、重点的に予算を配分し平成32年度末までに全線完成させるとともに、各IC間の開通見通しを早期に公表すること。

(2) 東海環状自動車道に直結するアクセス道路等を早期に整備すること。

また、スマートインターチェンジ建設にかかる技術的支援及び財政的支援を拡充すること。

(3) 東海北陸自動車道白鳥IC～飛騨清見IC間の4車線化を平成30年度までに完成させること。

また、飛騨清見IC～小矢部砺波JCT間は、付加車線設置検証路線に選定されたことから、速やかに付加車線の設置を進めるとともに、本区間の早期全線4車線化を図ること。

(4) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

4 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。また、東日本大震災での復興及び熊本地震での住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発する局地的・集中的な豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフの巨大地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許されない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備促進は、経済の活性化と地域住民が安心して生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に道路整備を進めることが必要である。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路橋やトンネル等、老朽化対策が必要となる道路施設の増加が見込まれる中、国において道路法等を改正され、5年に1度近接目視による点検、診断、補修及び記録といったメンテナンスサイクルの実施が義務化されたが、地方においては、予算不足、人材不足、技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。

(2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備促進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。
- (4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道の複数路線化を促進すること。
- (5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。
- (6) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）整備に積極的な支援をすること。
- (7) 老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれる中、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。

5 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した、地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 市町村自主運行バス等への財政支援

- ① 県において実施している市町村バス交通総合化対策費補助金について、引き続き予算を確保し、制度を堅持すること。また、個別ルート単位の調整などへの支援及び補助金制度を整備すること。
- ② 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなるため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。
- ③ 地域間幹線系統に重点化して維持対策費の補助を行っている事業採択要件の緩和を図ること。

(2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地域市町は鉄道事業者に対し利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題であると考えられる。また、大手私鉄といえども不採算路線については、IC化などのサービス向上に向けた新たな投資のほか、設備の維持・更新に対する更なる沿線地域市町の費用負担の増加も懸念される。

高齢化社会を迎え、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるが、昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがある。

よって、安定的に継続可能な運行が確保できるよう、大手鉄道の不採算路線とされ沿線市町が財政負担を行っている路線への運行に対する補助等新たな財政支援制度を創設する

ともに、沿線市町の財政支援への地方財政措置を講じること。

また、県においては地域鉄道の存続に向けて、今まで以上に積極的に深く関与すること。

6 水道施設の整備促進

水道施設は、安全で安心な水を提供するとともに、消防水利としての役割も担い、住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み、増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道事業を上水道事業に統合するため、平成28年度末を制度・財政上の期限として、統合を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 耐震化事業や基幹的施設改良事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。

また、国庫補助率の拡充を図ること。

- (2) 上水道に統合された旧簡易水道施設についても、簡易水道補助金の対象とすること。
- (3) 県簡易水道施設整備費補助制度を復活させること。
- (4) 大規模災害発生時の給水対策について、国や自治体等を含めた広域連携の強化に向け物資の支援体制を構築すること。
- (5) 震災対策の充実・強化を図るため、給水車、給水袋等の整備に対する新たな補助制度を創設すること。

7 農地転用規制の緩和

近年、各自治体は経営資源である市町村税の獲得のため積極的に企業誘致活動を行っている。

岐阜県東濃・中濃地域における企業立地については、東海環状自動車道東回りルート of 整備等により交通アクセスが向上したこともあり、非常に好調である。

西回りルートについては、平成32年の全線開通に向けて着々と建設が進んでいるところであるが、これに伴って西濃地域においても企業立地の機運が高まり、東海地域のみならず全国的にも脚光を浴びることが予想される。

平成27年6月に第5次地方分権一括法が成立し、平成28年4月から、農地転用の許可権限が一部国から都道府県及び指定市町村へ移譲されたが、農地の土地利用に関する規制緩和は進展していないのが現状である。

よって、県は地域の発展と雇用の創出のために政策的に実施する企業誘致のための農振除外や農地転用については、関係法律の規制を緩和するよう国に対して強く働きかけるよう要

望する。

8 亜炭鉱廃坑対策の拡充

旧亜炭採掘区域の上に多くの住民が暮らす地域では、巨大地震の発生が予測されるなか、いつ発生するかもわからない陥没被害に脅かされている。

このような中、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業は、平成28年度で事業期間の最終年度となる。

よって、県は旧亜炭採掘区域の住民が安心して暮らしていけるよう次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 亜炭鉱廃坑予防対策事業の推進

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業において対応できた地域は一部の地域であり、依然として陥没被害の発生が懸念される地域が広く残されているため、モデル事業の成果を踏まえた新たな事業を実施すること。

(2) 特定鉱害復旧事業制度の拡充

大規模被害の復旧により大幅に原資が減少している特定鉱害復旧事業等基金について、国は早急に補てん及び積み増しを実施し、恒久的な復旧対策を確立すること。

(3) リニア建設発生土を活用した亜炭鉱廃坑対策

リニア建設発生土の亜炭鉱廃坑対策への活用については、建設発生土のリサイクルや亜炭鉱廃坑予防対策事業推進の観点から特に有効な手法と考えられることから、引き続き実現に向けて検討すること。

9 食肉基幹市場建設の促進

現在、岐阜県においては、飛騨地域に1か所、美濃地域に3か所の食肉処理施設が稼働しているが、美濃地域の食肉処理施設に関しては、いずれも稼働後40年近く経過し施設が老朽化しており、近い将来、安全・安心な食肉の供給ができなくなることが懸念される。

このため、美濃地域の3施設を統合し、県下全域の豚及び美濃地域の牛についても、近代的で衛生的な環境の施設で、と畜及び枝肉処理を行うことができる食肉基幹市場の建設が検討され、平成27年度において、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会による新施設の整備計画に関する調査報告書がとりまとめられたところであるが、建設費用の負担等の問題が山積している。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 県が強いリーダーシップを発揮し、指導・調整に努め、早期の実現を図ること。

(2) 生産者及び住民等の理解、合意が不可欠であるため、既存施設の経営状況等、建設の必要性が納得できる情報を速やかに提示するよう既存施設開設者に対し指導・助言すること。

(3) 町村に過度の負担とならないよう、財源について配慮するとともに、負担割合については、地域の状況を勘案するよう協議会に対し指導・助言すること。

【一 般 要 望】

I 地方分権改革関係

1 町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、県は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 権限移譲の推進、義務づけ・枠付けの廃止・縮小

- ① 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
- ② 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- ③ 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

(2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」について

- ① 地方からの提案については、可能な限り提案を実現すること。
- ② 移譲する事務・権限を実施するにあたり、財源の不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保し財源を移譲すること。

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。

(4) 道州制は導入しないこと

II 町村財政対策関係

1 地方債の充実改善

町村では、懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保することが必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 町村が、防災・減災対策の強化、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要額を確保するとともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 臨時財政対策債による臨時的措置を早急に撤廃し、本来の地方交付税により総額を確保すること。

(3) 地方債発行時に約束された元利償還金にかかる基準財政需要額への算入額は、縮減・廃止しないこと。

Ⅲ 地震防災対策関係

1 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充

自治体の公共施設は、おおむね建設後数十年が経過するなど老朽化が進んでいる。また、万一の災害時においては、災害対応の中心的施設や避難所等としての機能を果たす必要があるから、老朽化・耐震化等の対策は不可欠である。

さらに、先の熊本地震を受け、今後、庁舎をはじめとした公共施設の耐震化については、今まで以上に、地方公共団体が解決しなければならない重要な課題になるものと思われる。

公共施設の老朽化・耐震化に際しては、学校関連施設など補助事業の対象となるものもあるが、一方で、単独事業として対応しなければならないものもあり、施工にあたっては多額の費用が必要となることから、財政的に非常に厳しいものがある。

よって、県は公共施設の老朽化・耐震化対策を推進するため、新たな補助制度を構築・拡充するとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、東日本大震災以降に創設された地方債に係る特別な財政措置については、平成28年度で終了する予定とされているが、今回の熊本地震における庁舎の被災状況を踏まえ、起債対象事業に庁舎の耐震化や耐震化に資する庁舎の建替え等も加えたいうで、引き続き地方債に係る特別な財政措置を継続するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 火山防災対策の推進

平成26年9月に突如として起きた御嶽山の噴火は、多くの登山者が犠牲になったところである。

岐阜県には5火山が存在し、それぞれの地域で火山防災協議会を設置し、ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの運用、避難計画の作成が順次整備されつつある。

一方登山者の安全確保対策については、リーフレットによる啓発やヘルメット持参の呼びかけ、あるいは避難小屋などでの備え付けを図っていくことが重要であるが、山頂付近でのシェルター設置が最も有効策である。

よって、県は国の政策として火山山頂付近にシェルターを設置するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

Ⅳ 少子化対策関係

1 少子化対策の推進

我が国における少子化傾向はきわめて深刻さを増しており、少子化の問題は、我が国の社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えるものであり、一億総活躍の実現に向けて、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、仕事との両立ができる環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行う必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) ライフステージに応じた総合的対策

若年層の未婚化・晩婚化が顕著な傾向の背景にある厳しい経済・雇用環境の改善をも視野に入れた子育てに伴う経済的な負担の軽減、若者や女性の雇用環境の改善及び地域で安定した収入を得られる産業振興策等を含めたトータルプランに取り組むこと。

(2) 平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」が開始されたが、認定こども園への移行に伴う施設整備や保育士の増員など財政負担が過重となるため、恒久的に財源を措置すること。

(3) 保育所運営費については、国庫補助負担金の一般財源化に伴い、交付税措置となったところであるが、保育所は維持していかなければならない地域の子育ての拠点であり、今後も様々な住民ニーズに対応し、地域の実情に合わせた保育所運営を行うために、民間保育所と同等に多様なサービスを提供する必要がある。

このため、「安心こども基金」を平成29年度以降も継続すること。

(4) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。

(5) 県は現在、小学校就学前までとなっている乳幼児医療費助成制度の対象を義務教育終了時まで拡大すること。

V 福祉・医療関係

1 国民健康保険制度の安定的運営

市町村国保の加入者は、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

そのため、加入者の所得額に対する保険料(税)負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高いなど厳しい状況に置かれている。

こうしたことから、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととされたが、新たな制度施行に向けては課題が山積している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 国民皆保険を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険の全ての国民に共通する制度として医療保険制度の一本化を図ること。

(2) 平成30年度から新制度を円滑に施行できるよう、詳細な制度設計やシステムの開発・改修に万全を期すとともに、情報を早期に提供すること。

また、町村は現行制度と同様の事務を担うことが規定されているが、町村の事務効率化や共同処理の推進等、都道府県と町村の役割分担のあり方を含め、町村の業務の改善を推進すること。

- (3) 保険料（税）の平準化にあたっては、市町村と十分に協議するとともに、受診機会の相違等による医療費水準の格差を考慮するために「調整交付金」を利用して段階的に進めること。
- (4) 社会保障・税一体改革による国保財政基盤の強化（保険基盤安定制度及び保険者支援制度の拡充）の実施とともに、国庫負担割合の引き上げを行うなど更なる国保財政基盤の拡充・強化を図ること。
- (5) 乳幼児への医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に廃止に向けた結論を出すとともに、国の制度として無料化を実施するなど、適切な措置を講じること。

2 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し

介護保険制度は利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費も急速に増大している。

利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、同制度の円滑かつ安定的な運営をはかることが喫緊の課題である。

さらには、一億総活躍社会の実現に向け、介護人材の育成・確保やニーズに見合ったサービス整備等がこれまで以上に求められる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

市町村国保と同様に、保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化をはかること。

(2) 介護保険制度の公費負担の見直し

高齢者の増加に伴い、介護保険制度のサービス利用者が増加しており、これに伴いサービス費用もまた急速に増大しているため、保険料算定方法の見直し及び介護保険料の公費負担割合の引き上げについて、支援措置を講じること。

(3) 介護保険制度における地域支援事業に対する財源の確保

予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へと平成29年4月までに移行することとしており、このための生活支援サービス等の基盤整備を速やかに実施しなければならないとされている。

しかしながら、小規模な町村では、住民が利用する医療機関や介護サービス事業所は近隣の市町村及び地域医師会にまたがっているのが現状で、本事業をそれぞれの町村で実施することとなると、町村はもとより、医療機関・介護事業所の負担も大きくなることが予

想される。

よって、今後、在宅医療・介護連携の推進に向けて、医師会の協力、市町村間や医療機関との調整及び各自治体間の格差が広がらないよう、県の積極的な関与による研修・情報交換の機会を設けること。

また、町村が充実した地域支援事業を実施できるよう、十分な財源の確保を講じること。

3 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 地域の診療体制が維持できるよう、小児科医をはじめとする医師不足が深刻化している診療科について、早急に医師確保対策を講じること。
- (2) 岐阜県地域医療確保事業費補助金について、平成29年度以降も補助事業として継続すること。

4 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、一億総活躍社会に向けて積極的に社会参加ができるようにすることが重要である。そのためには、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をはかる必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 障害者やこれを支えてきた家族の高齢化により住み慣れた地域での生活は危ぶまれ、障害者はグループホーム、支えてきた家族は介護福祉施設にそれぞれの制度の下で離れ離れの生活を余儀なくされるため、住み慣れた地域で安全で安心した生活が継続できるよう、社会福祉施設や空き家を活用するなど地域資源を有効活用し、制度の垣根を越えて共に生活できるよう制度の見直しを速やかに検討すること。
- (2) 地域生活支援事業等については、国の責任において必要な予算総額を確保すること。
- (3) 障害者向け居住施設の建設及び整備に対し、社会福祉施設整備補助金の拡充及び積極的な事業採択のための予算を確保すること。

VI 教育・文化・スポーツ関係

1 教育行政の推進

地域を担う子どもたちが心身共にたくましく、健全に育成するためには、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

子どもを取り巻く学習環境の悪化や学習能力の低下が社会問題となる中、子育て環境整備の一環である、地域と連携した学習環境の充実強化は少子化対策にもつながるものである。多くの教育関係補助金が交付税による一般財源化される中、各自治体は厳しい財政状況においても、学習環境の充実に積極的に取り組んでいる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 特別支援教育支援員にかかる地方財政措置の改善

学校教育法施行令の一部を改正する政令が平成25年9月1日に施行され、障がいのある児童生徒の就学先を決定する仕組みが、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、学校の状況などをふまえた「総合的な観点」から就学先を決定する仕組みに改められ、町村では、障害のある児童生徒たちなどの増加や、学級集団の安定のために、町村費で特別支援教育支援員を雇用している。

この特別支援教育支援員については地方財政措置が講じられているが、特別支援教育支援員の配置に要する費用の実態と大きくかい離している状態である。

特別支援教育支援員は、学校ごとの児童生徒の実態に応じて必要性が異なるものであり、国は学校基本調査において特別支援教育支援員の実数が把握できるよう調査票を改正するとともに、小学校費、中学校費における基準財政需要額の算出方法について、特別支援教育支援員に係る密度補正を導入するなど、町村の実態に応じて適切に地方財政措置が講じられるよう基準財政需要額の算出方法を改善すること。

また、県は、県内の町村が特別支援教育支援員に要した経費と地方財政措置の状況について調査等を行い、実態に応じて適切な地方財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実が図られるよう、国に働きかけること。

(2) 英語教育の充実

平成23年度から必修化された小学校外国語活動をより一層推進するためには、ALTの増員が急務となっていることから、県はALTの増員が図られるよう、必要な経費についての財政支援制度を確立すること。

また、国は外国語免許を有する教員の小学校への配置強化やALTを主指導者とする等を検討すること。

(3) 栄養教諭配置の改善

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、児童生徒数1,500人以下は1名、児童生徒数1,501人から2名配置となっており、受配校数は考慮されていない。

しかし、多くの町村は、学校給食の共同調理場方式をとっており、多数の小・中学校へ学校給食の提供を行っている。

また、共同調理場での給食管理業務内容は多く、食物アレルギーへの対応も行っている中で、受配校への食育の充実を図っていくことは難しい状況となっている。

よって、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を、安全な学校給食の実施及び充実した

食育を円滑に進めていくために、児童生徒数だけでなく受配校数も考慮した基準に見直すこと。

(4) 少人数学級制度の拡充

小学校低学年・中学校1年生に加えて小学校3年生でも県費負担による35人学級が実施され大きな効果が現れているが、小学校3年生までの35人学級編成が4年生で40人学級編成に戻り、中学年や高学年の学級経営や教科指導にあたって困難を来す事例が多いため、小中学校全学年の35人以下学級を早期に実現すること。

(5) 山間辺地の学校及び児童生徒を守るため支援の拡充

① 国の新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画では、小学校の複式学級の学級編成標準を現行の16名から14名（1年生を含む場合は現行の8名から6名）に引き下げ、中学校では複式学級の解消が計画されているが、山間辺地の小規模校を存続させるためにも早期に実施すること。

② 近くに高校がない山間部の子どもの進学は、都市部と比べて親の経済負担は大きい。

よって、保護者の経済的負担を軽減すべく、高校スクールバスの運行や通学支援費の給付等の救済制度を創設すること。

③ 近年の少子化により集団登下校ができない地域が発生しており、通学距離に関わらず、路線バスを利用するなど、児童生徒の安全確保のための対策が求められている。

よって、通学における安全確保のため、路線バスによる通学方法を実施する場合の通学費に対する財政措置を講じること。

(6) 教育現場におけるICT活用に対する支援

ICTの進展やグローバル化など、変化の激しい社会を生きる子どもたちに、確かな学力を身につけ、わかりやすい授業を実現すべく、デジタル教科書の購入やタブレットの導入に対する支援制度を創設すること。

また、ICT活用の推進のため、教師の指導力が向上するよう継続した支援制度とすること。

2 文化財保護に対する支援

行財政改革アクションプランにより、県内の重要伝統的建造物保存地区が所在する町村への県補助分が全額カットになり、以来県負担分を町村が負担して文化財建造物の保存整備事業を行っている状況である。しかし、このまま将来的に県負担分を町村が負担していくには財政的に大変厳しく、また永続的に保存継承していくためにも県の支援は必要不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 世界遺産の保護に関しては県と町村は同等の負担を負うべきであり、「岐阜県の世界遺産」として、県を挙げて世界遺産保護に取り組む必要があるため、新たに世界遺産保護支援制度を設立すること。

(2) 文化財として指定を受けた建造物は個人の所有物も多く、指定を受けた建造物であるために部材・復元方法等の制約も多く、修理するにも多額な経費が必要となってきたことから、実施主体である個人所有者等の負担軽減を図るため、国及び県の補助率の上乗せ等の補助制度の拡充を図ること。

3 岐阜県すべての人に優しいまちづくり市町村体育施設改修補助金の復活

障害者スポーツの促進施策が国から地方にも降りてきている現状のなかで、町村の施設は、障害者が利用するには、適していない施設がほとんどであり、障害者が気軽にスポーツを楽しむためには、ソフト面の充実より、ハード面の充実を促進することが急務である。

よって、県は岐阜県スポーツのまちづくり支援補助金のうち、町村が保有する施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン改修事業に要する経費の補助制度が、国体終了後3年を経過し終了したが、引き続き障害者スポーツを促進するため、岐阜県すべての人に優しいまちづくり市町村体育施設改修補助金を復活させるよう要望する。

また、同内容の補助メニューを創設すること。

VII 交通・通信の整備、情報化関係

1 社会保障・税番号制度の円滑な導入

国民の給付と負担の公平性、明確化を確保し、国民の利便性の更なる向上、行政の効率化、スリム化を図ることを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入され、町村はマイナンバー制度の情報連携に向けて既存システムの改修及び情報セキュリティ対策を実施しているところである。

町村におけるマイナンバー制度の運用及び情報セキュリティ対策の実施にあたっては、町村に超過負担が生じないよう県は国の責任において確実に財源を確保するよう強く働きかけるよう要望する。

VIII 治水対策・砂防事業関係

1 災害から守るための河川の整備促進

近年、局地的・集中的な豪雨により、全国各地で毎年のように河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ている状況である。

国及び県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

河川整備は地域住民の生活、生命財産を守り安心して生活することができる地域社会の形成に繋がる正に地域創生の要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。

- (2) 県内河川改修事業への予算の重点配分をすること。
- (3) 河川法の法定外河川である普通河川は有効な補助事業がなく、町村の財源により整備を進める状況にある。また、河川法に定められる準用河川への指定と整備を進めることは、農村地域に生活する住民への大きな負担を強いるものとなり、必ずしも有効な手法ではないことから、一定規模の普通河川の整備事業に対する補助及び交付金制度を創設すること。
- (4) 河川整備計画に基づき、内水対策として計画排水量を確保すること。
- (5) 揖斐川流域は、全国的に見ても気象的に名だたる多雨地帯であり、地形等自然条件からも河川の氾濫を受けやすい環境にあるため、直轄管理区間内に防災拠点の整備を促進すること。

2 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設については、国土交通省方針として建設継続を決定したことから、県は速やかに本体工事に着手するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 砂防事業の推進

本県は県土の82%を山地（森林）が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防関係事業は、土砂災害から生命・身体を守り、安全安心を確保するための、最も優先して推進すべき根幹的な事業である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 土砂災害防止対策推進のための財源を確保すること。
- (2) 砂防関係事業を推進すること。
- (3) 経年により既存の砂防施設の機能が低下しつつあるため、施設の長寿命化のための整備促進を図ること。

IX 生活環境施設関係

1 高度処理対策の推進

都市化の進展や生活様式の変化等により水質汚濁負荷は高まっているが、下水道の推進により公共用水域の水質環境基準の達成率は横ばい傾向で推移している。しかしながら、近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の

導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高度処理法の導入は、施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、県は高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げるよう国に対して強く働きかけるとともに、高度処理導入に係る県補助制度を創設するよう要望する。

2 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあつては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、県は合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額及び住宅立地の関係上、工事費が大きくなる家庭もあるため、補助対象事業費について一定の基準のみでなく実績による基準の引き上げについて、国に対して強く働きかけるよう要望する。

X 農業・農村振興対策関係

1 農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にあるが、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持等、農業・農村の再生と進行は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるようにすることが必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業の促進

高齢化の進む中、農業の振興を図っていくためには、県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業は必要な制度であるため、事業の新規採択、促進および補助率を堅持すること。

(2) 農業・農村に対する多面的機能支払交付金の促進

多面的機能が今後とも適切に発揮され、担い手の育成等構造改革を後押ししていくためにも多面的機能支払交付金制度の促進及び補助率を堅持すること。

(3) 青年就農給付金制度等の指定要件の緩和

青年就農給付金制度等の各種補助事業について、近年、人・農地プランへの位置付けを補助対象者の要件とする補助事業が増えてきているが、青年就農給付金（経営開始型）については、就農する青年と地域の関係によりプランが作成できないことも考えられるため、意欲ある就農青年を支援するためにも事業内容との整合性を図ること。

(4) 農地中間管理事業の財源の確保

農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するためには機構集積協力金の活用が重要となるが、予算配分額の不足から農業者に対し、国が定める交付額を満額交付できない状況となっていることから、事業の円滑な推進のため、機構集積協力金の予算額を確保すること。

(5) 耕作放棄地対策事業の推進

現在の農地中間管理機構の奨励制度は貸手への保護制度であり、急峻な地域の農地、法面を守り抜く借手への奨励制度を拡充すること。

(6) 集落営農事業の推進

町村単独で支援している集落営農事業についても、国、県及び町村が一丸となって集落営農事業を推進できるよう制度を拡充すること。

(7) 茶販売に対する支援

茶生産は中山間地域の基幹産業であるが、生活様式の変化等により茶価の平均単価は年々価格が下落しており、もはや岐阜県産のブランド茶として販売していくことは困難な状況にあるため、県は、茶を岐阜県の特産品の一つとして位置づけ、販路の拡大を支援すること。

2 野生鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達している。特に最近では、ニホンザルやアライグマ、ヌートリアなど、被害を及ぼす獣類も多種に及んでおり、農作物の被害も年々増加している。一方、駆除を委託している有害鳥獣駆除従事者は高齢化等により減少し、被害に歯止めがかからない状況である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保すること。

また、この支援事業により整備を行った鳥獣被害防止施設について、自然災害や鳥獣による破損により修繕が必要な状況であるため、修繕用資材費等を補助金の対象とすること。

(2) 県において専門チーム等を編成し、パトロール及び捕獲といった対策を検討すること。

X I 森林・林業振興対策関係

1 森林整備の推進

新たな森林・林業基本計画に基づき、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を実現し、山村の活性化が図られることが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 林業産業化を推進するための森林整備の補助事業の拡充

林業・木材産業の成長産業化を実現するため、次世代林業基盤づくり交付金を拡充すること。

また、公共建築物への国産材の利用を促進するため、現在の木材利用の補助制度では補助の対象となっていない自治体の庁舎の新改築についても木材利用の補助制度が活用できるよう制度を拡大すること。

(2) 林道整備事業の推進

森林の多目的な機能を持続的に発揮するための基盤として林道は重要であり、基幹林道、支線林道、林内作業道等の規格を使い分け、森林整備、林内素材の搬出を行っている。公共事業の実施にあたっての効果算定は、幹線、支線等の林道のみならず作業道にあっても必須とされている。これまで支線林道は、市町村が中心となって整備してきたが、市町村や森林所有者の費用負担が困難となっていることから市町村の開設路線数は10年間で半数以下に減少しており、このため、現在の代行制度要件となっている利用区域面積（200ha以上）等の緩和により県事業による林道の整備を推進すること。

(3) 林地台帳整備の推進

森林所有者の確定や森林境界の明確化等をはかる林地台帳の整備を円滑に進めるため、町村の事務負担、経費負担の軽減をはかるとともに、必要な体制整備が行えるよう、技術面の支援と併せて、万全の財政措置を講じること。

2 清流の国ぎふ森林・環境税の継続

岐阜県において平成24年度から導入した清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取り組みは、町村有林整備のほか、民有林保全、市町村の提案に基づく里山整備など幅広く活用されているが、清流の国ぎふ森林・環境税の適用期間が平成28年度までであることは、今後も継続を予定している森林整備・保全事業が大きく遅れることが懸念される。

よって、県は県内の豊かな自然環境の保全と再生、森林を活用したまちづくりや人口減少に歯止めをかける人づくりにより地方創生を推進するためにも、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 平成29年度以降も清流の国ぎふ森林・環境税を継続すること。

(2) 間伐対象林分の拡大等の森林整備関連事業を拡充すること。

XII エネルギー対策関係

1 原子力発電施設の安全体制確立

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

加えて、近い将来発生が予想される南海トラフの巨大地震による原子力発電所事故が懸念される中、政府は原子力発電所の再稼働を進めている。

原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改定が随時行われ、内容は拡充されつつあるが、国の対策は、UPZ（原発から概ね30km）内が中心であるとともに、地方自治体が講じるUPZ外の対策については必要な財源が措置されていない。

また、原子力発電所施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状である。

特に岐阜県は、福井県内に立地の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) UPZ外の地域の防災体制の充実・強化

UPZ外の地域においても、防護措置の実施に必要な資機材の整備など事前対策の充実・強化を図ること。

また、UPZ外の地域において、きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講ずる対策について、所要の財源措置を行うこと。

(2) 再稼働の判断にあたっての丁寧な説明と手続きのルール化

再稼働に当たっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等について、国民全体に丁寧に説明すること。

また、地元自治体への説明など再稼働に係る一連の手続きについて、ルール化して示すこと。

2 水源地域の振興対策の拡充

水力発電施設・ダム等所在市町村は、人々の生活に欠かすことのできない「水」の供給という重要かつ公益的な役割を担っている。また、水力発電施設は、自然エネルギーを活用したクリーン電力供給施設として、国民生活の向上、経済の発展等に多大な貢献をしているところであり、今般の大震災や原発事故を契機に、改めてその重要性が認識されている。

しかしながら、中山間地域にある水力発電施設・ダム等所在市町村の多くは、過疎化や高齢化の進行、財政基盤の脆弱化等によって地域の活力が失われつつある状況にある。

よって、県は安定的な水力発電を維持するために、電源立地地域対策交付金（水力交付金）

制度を法律に基づく恒久的な制度とするよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、平成23年度の水力交付金の交付期間延長に伴い引き下げられた交付金単価を平成22年度水準以上に引き上げるとともに、必要な財源を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活

環境と共生する循環型社会の形成を目指し、自然エネルギーの利用を促進することで地球温暖化防止、新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し町村において独自に補助金を交付しているが、平成26年3月末をもって国の補助金が終了したことにより整備が鈍化し、自然エネルギーの有効利用が進まなくなるおそれがある。

よって、県は住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を復活するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

4 公共施設の低炭素化に係る財政措置

町村は、災害時には住民の生命財産を守る責任があり、特に避難所は、災害対応の中核施設となることから、再生可能エネルギー技術をはじめ、燃料電池、蓄電池、LPガスバルク等の防災技術を総合的に組み合わせ、災害時においても一定期間エネルギー等が自給できる「再生可能エネルギー活用自立型避難所」の構築が必要である。

また、避難所は防災センターとしての機能のみならず、平常時には、地域のお年寄りから子どもまでの幅広い年齢層が集い、交流できる地域コミュニティ施設にも活用できる。

よって、県は災害対策に限らず、温室効果ガスの削減、エネルギーの分散化と地産地消という観点から、強力に再生可能エネルギーの普及促進に向けた財政支援枠を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

XIII その他

1 過疎対策事業債の必要額の確保

県は過疎市町村が「過疎地域自立促進計画」に基づいて行う各種事業の経費の財源となっている過疎対策事業債の必要額を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、元利償還に係る交付税算入率の拡大を図るよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 地籍調査事業の推進

地籍調査の進捗率は、全国平均で51%（平成27年度末）となっているが、岐阜県下では約16%と、全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、さらに東日本大震災においては、復旧・

復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業であることは言うまでもない。

よって、県は地方財政の厳しい中ではあるが、地籍調査事業の積極的な推進を図るため市町村の要望額に見合った予算を確保するよう要望する。

また、この事業に対する市町村の負担軽減のため、国庫負担率の引き上げ及び、その成果の一部が地籍調査に活用できる山村境界基本調査等の国事業を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 社会資本整備総合交付金の確保

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、県は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

4 工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援

岐阜県では平成32年の東海環状自動車道西回り区間の全線開通を見据え、300haの新たな工場用地の開発を戦略的に推進することとした。

沿線町村としても、企業誘致は、若者の雇用の場の確保や税収の増加が見込まれることから、積極的に工業団地開発等に取り組んでいるが、財政的な負担が大きい。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 国は、地方への本社機能の移転・拡充に限らず、生産・業務拠点等に係る施設・設備の整備費や土地購入などの初期投資に対する助成制度の創設や税制の優遇などを講じること。
- (2) 国は、企業立地にあたり地方が行う各種補助制度に対する財政的支援制度を創設すること。
- (3) 県は、企業立地促進事業補助金の更なる対象業種の拡大や要件緩和などによる支援策を充実すること。
- (4) 県は工業団地へのアクセス道路など工業団地周辺の基盤整備に対し、補助事業等による支援をすること。
- (5) 企業立地による工場の新設や増設に要する借入金について、借入金に対する利子補給など、誘致企業に対する支援及び工場用地のPRを積極的に実施すること。

5 地域型住宅グリーン化事業の補助対象の拡充

「地域型住宅グリーン化事業」は、森林資源の活用、中小工務店等の雇用創出、世代間連携の強化に有効であるが、補助対象が三世帯同居対応住宅に限定されており、子育て世帯の

人口流出抑制効果が限定的であるため、県は市町村域あるいは一定の距離要件のもと、三世帯近居に係る住宅の新築及び改築についても、補助対象として拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、「地域型住宅グリーン化事業」による雇用創出力を高めるため、グループ要件のうち「Ⅵ 施工事業者」の年間新築住宅供給戸数要件、年間着工床面積要件、事業者所属数要件を緩和するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

6 道の駅改修に伴う補助制度の拡充

全国の道の駅は、1,079カ所（平成27年11月5日現在）といわれ、平成5年に創設された制度を使い、地産地消の促進を図ると共に、ドライブ客への一時的な休息場所として多くの場所に設置されてきた。

道の駅は、地方創生を具体的に実現する極めて重要な手段として位置づけられ、平成26年度より優れた道の駅の企画を募集し、「重点道の駅」として国の支援がなされているが、その認定数は多いとはいえない状況である。

今後、地域における小さな拠点、高齢者が集まる憩いの場、また、町村内農産物の販売の場として、単なる休憩施設から地域活性化の拠点施設へと変革できるよう、時代のニーズにあった道の駅とするための大規模な施設改修には、一時的に多額な投資費用が必要となる。

よって、県は道の駅の施設整備に対する補助制度を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

7 太陽光発電施設・設備の廃棄に関する法整備の促進

近年、ビジネスとして農地や山林に大規模な太陽光発電施設が設置され、その数は年々増加しているところである。

20年、30年後など近い将来には、これらの太陽光発電施設が廃棄の時期を迎えることが確実であり、国において再生可能エネルギーの普及推進を図ることに合わせて、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を平成28年3月に策定し、この中で所有者や排出事業者等が関係法令に基づく適正な手続・処理等を進めるための整理がされているところであるが、廃棄対象となる大量の太陽光パネル等の利活用・処分方法については適正な処理がなされるものばかりとは限らず、所有者が行方不明となり設置場所にそのまま放置されたり、不法に廃棄パネルが野積みされることなどが予想され、不法投棄にもつながることが懸念される。

よって、県は発電設備の所有者が倒産・事業廃止となった場合に、所有者以外の者（土地所有者等）が排出責任を負うなど、廃棄物の処理義務者をより明確にするための更なる法整備を促進するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。